

Ⅲ 令和6年度の施策概要

(1 一般施策事業等)

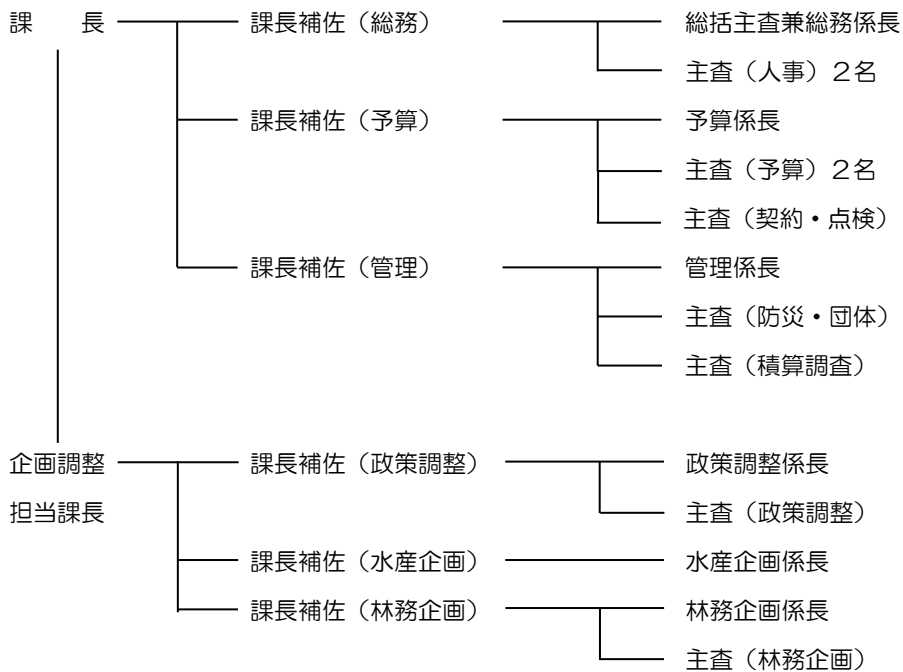
総務課

担当する事務

- 1 水産林務部の行政の企画及び総合調整に関すること
- 2 水産及び森林土木工事の管理に関すること
- 3 水産業・漁村の振興施策及び森林づくりを進めるための施策の企画及び総合調整に関すること
- 4 水産業及び林業の統計に関すること
- 5 水産林務部の試験研究等の総合調整に関すること（他課の主管に属するものを除く）

組織図

住 所 : 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎11階



施策

| 頁数 | 施策名 | 担当係 | 備考 |
|----|----------------------------------|-------|----|
| 28 | 1 国有林と民有林が一体となった森林づくり | 林務企画係 | 他 |
| 29 | 2 北海道大学との連携と協力による農林・食分野の振興・発展の取組 | // | // |

※備考欄：予算事業である施策は「予算」、非予算事業である施策は「非予算」、その他の取組である施策は「他」

国有林と民有林が一体となった森林づくり

1 目的・概要等

道では、森林の公益的機能の発揮や緑環境の整備による雇用の創出などに国有林と連携して取り組むため、北海道森林管理局と締結した「北海道の森林づくりに関する覚書」（平成14年2月、平成25年6月に締結）に基づき、道有林や市町村有林を含む民有林と本道の森林の過半を占める国有林とが一体となった森林づくりを推進するとともに、森林管理署と地方公共団体等との協定締結を促進する。

北海道の森林づくりに関する覚書

北海道の森林は、木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止等のはたらきにより、地域の産業や暮らしを支えるだけでなく、様々な生き物を育む豊かな自然環境の形成にも寄与する、道民にとってかけがえのない貴重な財産である。

一方、この森林を守り育ててきた本道の農山漁村では、今後、人口減少・高齢化が急速に進行し、地域社会の存続が困難となることが懸念される状況にある。

このような中で、道有林を含む民有林と本道の森林面積の過半を占める国有林が連携を強化して、持続可能な林業生産活動や水源となる森林の保全、地域活動の支援等を進めていくことは、山村地域を維持し活性化していく上で大きな意義があり、地元市町村からの期待も高まっている。

このため、森林づくりを担う北海道及び北海道森林管理局は、密接な連携のもと、本道の森林を守り、育て、利用して、活力ある地域づくりに貢献するとともに、豊かな森林を次の世代に引き継ぐことをめざし、次のとおり覚書を締結する。

- 1 北海道及び北海道森林管理局は、地域産業の活性化や雇用の創出を図るため、路網の整備による効率的・安定的な木材の供給や、建築・農業等多様な分野での道産木材の利用促進、木質バイオマスのエネルギー利用、森林づくりを担う人材の育成・確保などに一体となって取り組み、森林資源の循環利用を進めるものとする。
- 2 北海道及び北海道森林管理局は、道民の安全で安心な暮らしや本道の豊かな環境を守るため、水源地域など重要な森林の整備や貴重な自然環境を有する森林の保全、エゾシカ被害の防止対策などに一体となって取り組み、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるものとする。
- 3 北海道及び北海道森林管理局は、「木育」の理念のもとに、道民との協働による森林づくりを進めるため、必要な情報の発信、森や木を活かした地域活動への支援、植樹祭や育樹祭等の開催などに一体となって取り組むものとする。
- 4 これらを進めるため、北海道及び北海道森林管理局は林政連絡会議を、北海道総合振興局又は振興局及び森林管理署等は地域林政連絡会議を開催し、具体的な取組について検討・調整を図るものとする。

なお、本書2通を作成し、当事者記名の上、各自所持するものとする。

平成25年6月17日

北海道知事

北海道森林管理局長

2 国有林と道が連携した取組

- ①森林資源の循環利用による地域産業の活性化や雇用の創出
…木造建築物の新たな需要創出、林地未利用材の搬出・流通体制の構築 等
- ②森林の公益的機能の持続的な発揮による道民の安全で安心な暮らしや豊かな環境の保全
…森林整備の低コスト化に関する技術交流、エゾシカ被害の防止対策 等
- ③「木育」に基づく道民との協働による森林づくり
…植樹祭や育樹祭等の一体的な開催、教育関係機関・企業・団体等との連携強化 等
- ④具体的な取組の検討・調整を図る会議の開催
…林政連絡会議（北海道及び北海道森林管理局）、地域林政連絡会議（各出先機関）



〔大径木採材意見交換会〕



〔低コストに関する技術交流〕



〔植樹・育樹活動〕



〔林政連絡会議〕

3 森林整備に関する協定の締結促進

覚書や国の通達を踏まえ、森林管理署と地方公共団体等との森林整備に関する協定締結を促進する。

（令和6年3月現在 計27の協定が締結）

担当課・係 総務課林務企画係（内線28-171）

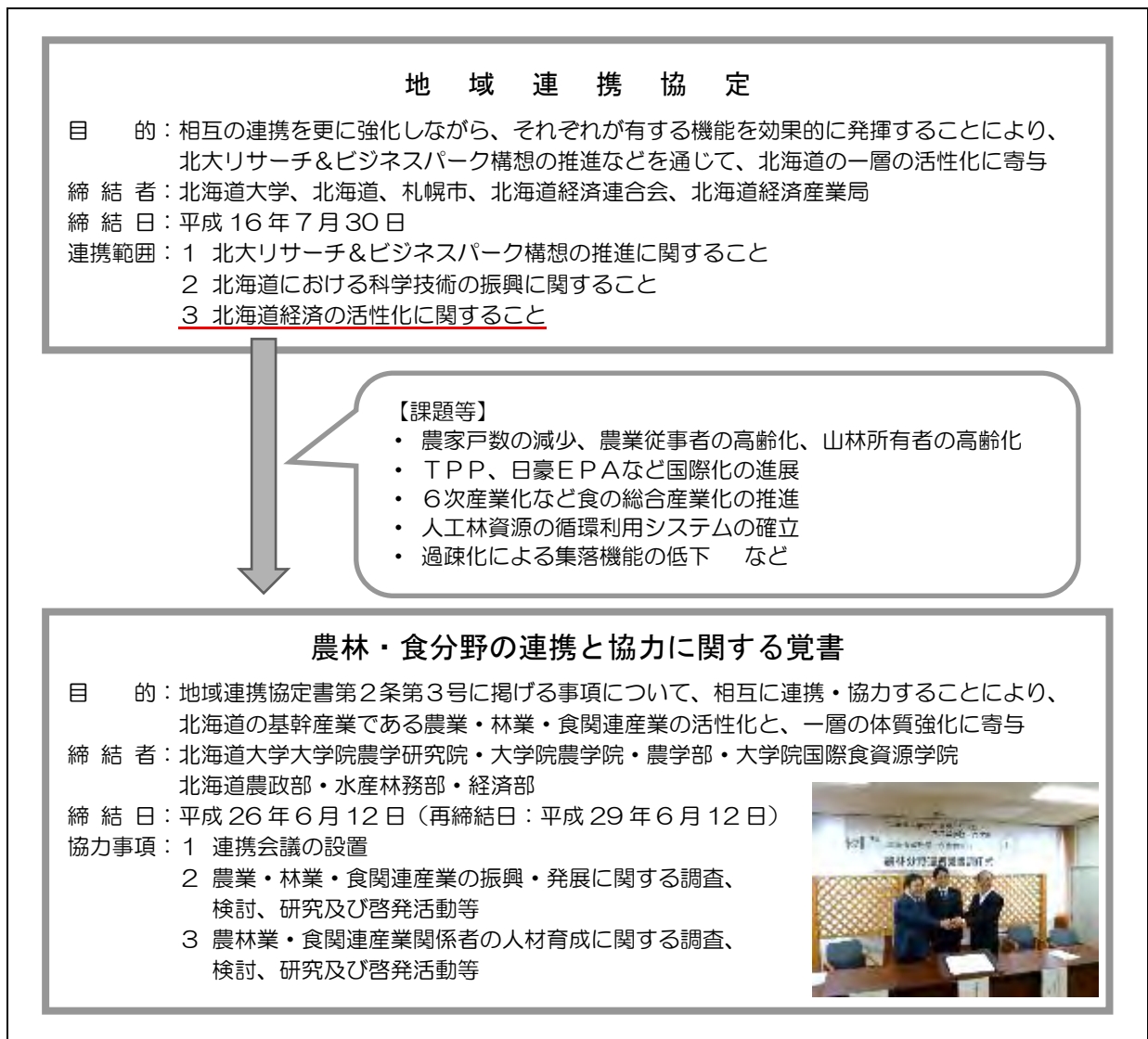
北海道大学との連携と協力による農林・食分野の振興・発展の取組

1 目的・概要等

平成 16 年 7 月、国立大学法人北海道大学と北海道など 5 者は、「北海道経済の活性化に関すること」などを目的として地域連携協定を締結。

平成 26 年 6 月、北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院・農学部と北海道農政部・水産林務部は、農業・林業の振興・発展や農林業関係者の人材育成に向けて、それぞれが有する機能を活かし、諸課題に取り組んでいくことを双方が確認するため、農林分野の連携・協力に関する覚書を締結（平成 29 年 4 月、取組の対象に食関連産業を追加するため、北海道大学大学院国際食資源学院と経済部を締結者に加え、覚書を再締結）し、本覚書に基づき、連携・協力すべき取組分野について協議・検討し、相互に合意した具体的な事業について、連携・協力のもと取組を推進する。

2 農林・食分野の連携に関する覚書の位置づけ



担当課・係

総務課林務企画係（内線 28-171）

